

## 岡山家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

令和2年7月7日（火）午後2時30分

### 第2 場所

岡山家庭裁判所大会議室

### 第3 出席委員

#### 1 委員（五十音順）

荒田治通委員，上西芳樹委員，江田始男委員，加来典子委員，木原直哉委員，桑原和美委員，高原淳委員，田中寿生委員，中島豊爾委員，西本千恵委員，槇野博通委員，渡部佳寿子委員

#### 2 ゲストスピーカー

武久麻理家事調停委員

#### 3 オブザーバー

清家和人事務局長，山下一夫首席家裁調査官，矢原洋二首席書記官，福島達夫次席家裁調査官，坂東正樹事務局次長，高月昇訟廷管理官，沖久祐樹主任書記官

#### 4 事務担当者

上野宣子総務課長

### 第4 議事の要旨

#### 1 開会

#### 2 岡山家庭裁判所長挨拶

#### 3 新任委員等の紹介

#### 4 報告

総務課長から，前回の家裁委員会（テーマ「離婚調停と子の福祉」）における意見交換の結果を踏まえ，最高裁判所作成のDVD「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」を家裁待合コーナーで上映することとしたこと及び調停手続を利用される方へ

の同DVDの具体的な活用方法等については、意見交換の結果を踏まえて引き続き検討することが報告された。

5 委員長の選任

6 副委員長の指名

7 意見交換等

「調停委員に相応しい人材を集める方策について」をテーマに、別紙のとおり意見交換が行われた。

8 次回の期日の決定、意見交換事項（テーマ）の決定

(1) 次回の開催日時

令和2年11月16日（月）午後2時30分

(2) 意見交換事項（テーマ）

家庭裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について（仮）

9 閉会

(別紙)

## 岡山家庭裁判所委員会議事概要

◎委員長，○委員（委員長を除く。（ ）は，家庭裁判所委員会規則4条の何号の委員であるかを示す。），△オブザーバー，□事務担当者，☆ゲストスピーカー

### ◎委員長

それでは，意見交換に入ります。

最初に，どのような人材が調停委員に相応しいのかという点について御意見をいただきたいと思います。先ほどの係からの説明により，調停委員がどういうことをしているのかのイメージは掴めましたでしょうか。

### ○A（2）委員

調停委員のイメージという点の補足のために質問をさせていただきますが，調停委員は何件ぐらいの案件を担当されているのか，月に何日ぐらい裁判所に出ておられているのか，また，日当について教えていただければと思います。

### △オブザーバー

調停委員には，月に3件から10件ぐらいの調停事件を担当していただいています。1つの事件について，約2時間を目安に期日が終わるように進行していただき，期日の終了後に，その結果を整理していただいております。1つの事件について，2時間数十分ぐらいで執務が終わるようにしていただいているところです。ただし，事案によっては，時間が延びたりすることもあります。

### □事務担当者

家事調停委員に対する報酬については，家事事件手続法249条2項において，

手当を支給させていただくことになっています。手当については、1日当たり最大で1万5,000円程度となっています。

#### ☆ゲストスピーカー

私自身は月10件前後を担当しているという感じです。10件を超えると次のスケジュールを組むのがタイトになってくるというのが実際のところですが、調停は、月に1度のペースで進んでいくのですが、両当事者の御予定、裁判所の都合が良い日、両当事者に代理人等が付くとその代理人等の都合により、次の調停期日の日程調整が大変になってくる場合があります。調停委員が事件を持ち過ぎて調停委員自身の日程が詰んでしまうと、次の調停期日が2か月先になったりしますので、調停委員が、当事者、代理人等及び裁判所の予定にできるだけ合わせる事ができたらいいなと考えると、10件以上になると日程調整が難しくなるのかなと考えております。また、先ほどの説明で、一つの事件を2時間ということだったのですが、調停が始まる前に相調停委員との話し合い等もあります。例えば、午前10時30分から始まる調停期日だと午前10時前には調停室に入っているという感じで、もっと早く来ていらっしゃる調停委員もいると思います。また、資料を読まないといけないのですが、新しい調停事件を担当することになった際には、別の調停事件の期日の前後に時間をとって資料を読み込まないといけないので、2時間だけというわけにはいかないのが現状です。報酬は最大で1万5,000円ということですが、2時間の場合はそれより少なくなるので、それで生活していくのはちょっと難しい報酬だと思います。

#### ○A（2）委員

調停期日は、週に何日ぐらい入っているのでしょうか。

#### ☆ゲストスピーカー

週に二、三日です。日によっては、午前と午後の両方に調停期日を入れないといけないことがあり、午前中やって午後も長引くと疲れるな、というのが調停委員皆の意見です。週に、二、三日来られている方が多いかなという感じです。

#### ○B（1）委員

調停は何回くらいで一応の解決を見ることになるのですか。その大体の平均と、こうなったときは裁判に行っていただくと判断する時期を教えてください。

#### ☆ゲストスピーカー

調停の内容によって違うというのが率直な意見ですが、離婚の場合だと、三、四回くらいで話し合いができればいいなという感じです。五回、六回になっていくと平行線となり、同じことの繰り返しになることも増えてくるので、終局に話を持って行くようになり、話し合いができなくなると不成立となり、裁判官も一緒に立ち会っていただいて、この案件は難しいということであれば終局に持っていきます。でも、お互いに平行線であっても、話を聞いてもらったり、思い切り話したりした後だと、ふっと解決に持ち込めたりすることもありますので、4回くらいまで平行線だったからといって必ず不成立になるということでもないという印象です。双方の負担も大きくなりますので、調停期日は6回以内には収めたいなという気持ちですが、遺産分割とか、細かい手続がある場合だと、1年を超えてしまう案件もあります。

#### ◎委員長

不成立については、調停委員会として決めるわけですが、C（4）委員から何か補足はありますか。

#### ○C（4）委員

私も調停委員会の一員として調停事件を担当させていただいております。

先ほど、ゲストスピーカーからも話がありましたが、平行線になってしまう場合があります。そういった場合は、当事者の言い分をただ突き合わせるだけではなく、不成立になった場合には、離婚であれば訴訟、養育費等であれば審判に移行することが考えられるのですが、訴訟や審判になった場合の見通しを当事者の方に認識していただくために必要な資料を提出してもらい、調停委員会のメンバーには裁判官も入っておりますので、裁判官から法律的な説明をさせていただき、その後の見通しを踏まえての話合いも進めさせていただいております。その結果、調停成立に至るという場合も少なくないというのが私の感想です。

#### ○D（1）委員

先ほどの話と変わりますが、「家事調停委員の募集のお知らせ」というチラシについてお伺いしたいのですが、調停委員をやってみたいと思った場合に、各担当の裁判所に自分が行くのですか、それとも推薦をされて行くのですか。

#### □事務担当者

今の御質問は、調停委員に御興味をお持ちいただいた場合に、その方御自身で申込みをするのか、どこかの団体を通じないといけないのかという趣旨の御質問だと思いますが、御興味をお持ちいただいて応募される場合、例えば、岡山家庭裁判所本庁であれば岡山家庭裁判所本庁の総務課が窓口となっておりますので、当課にお越しただければ、今後の手続等について御案内をさせていただいております。

#### ○D（1）委員

例えば、調停委員になりたいという希望があれば自分から申し込んで、面接を受けて、調停委員になるということによろしいですね。今まで、推薦が結構多かったと思うのですが、今でも続いているのですか。

□事務担当者

推薦依頼をお願いしているのは専門職，特に専門家の方のお力は調停手続でも必要ですので，専門職団体の一部には推薦をお願いしており，例えば，弁護士会等にはお願いをしております。

○D（1）委員

個人で申し込まれる割合はどのくらいですか。

□事務担当者

令和元年10月の時点ですが，家事調停委員になりたいと応募された人数が10人程度で，応募者の半分以上については，推薦ではなく個人で申し込んでいただいた方です。

○A（2）委員

今の個人というのは，例えば，現調停委員からの推薦があって，個人として応募されているという理解でいいでしょうか。それとも，このチラシを見て連絡してきた，どちらでしょうか。

□事務担当者

最初に応募をお預かりする際，その時点では，どこで応募についてお知りになったのかはお聞きしておりません。履歴書等を拝見する中で，もしかしたら私どもが広報活動として伺った先から御案内をいただいた方かなと推測することもありますし，もしかしたら現職の調停委員からお聞きになられたのかなと思うこともありますが，応募された方に対し，どこでお知りになりましたか，という質問はしておりません。

○A（2）委員

例えば，現調停委員の方にアンケートにより，どういうきっかけで調停委員になりましたか等と調べられてもいいかもしれませんね。

○C（4）委員

今の点について，少し説明をさせていただきます。私は面接にも携わっておりまして，面接の中で，調停委員のことをどうやってお知りになりましたかということ質問させていただく機会があります。やはり，現職の調停委員さんから紹介を受けて来られるという方はいらっしゃいます。紹介といいましても紹介状のようなものを書かれているというわけではなく，こういう仕事があるよということを紹介されて，応募いただいた方はいらっしゃいます。また，様々な広報活動を行った結果として，御自身が所属している団体の方から，推薦を受けたわけではなく話を聞いたということ由来られる方もいらっしゃいます。また，御自身が退職される機会に，同じ勤務先のOBの方から，こういう仕事があるということ聞かれたという方もいらっしゃいます。

○D（1）委員

先ほどの話で，この募集のお知らせというチラシは，どのぐらいの方々に配られているのですか。各種団体に主に配られているのですか。

□事務担当者

このチラシは，裁判所が広報活動を行うに当たり，一目で見て，家事調停委員の募集の内容や，家事調停委員の魅力がなるべく端的に分かるものということコンセプトで作成したもので，現在の利用方法としては，広報先として団体等に訪問させていただく際に数十枚持っていき，家事調停制度等を説明させていただいた上，

このチラシを使って皆さんに御案内くださいという形で広報させていただいております。したがって、どちらかというと、団体等の広報先に持参するツールとして利用しております。

#### ◎委員長

調停委員のイメージを持っていただけたかと思うのですが、それに基づいて、どのような人材が調停委員に相応しいかについて御意見を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○E（1）委員

どのような人材がと言われても、非常に漠然としていまして、例えば、職種、人間性、非常に抽象的なところだと、先ほど御説明がありましたように、求められているものを見ますと非常にレベルが高くて、なかなか簡単に推薦なんて、自分がなんてとてもおこがましいなという感じはいたします。ですから、どのような人材がと言われても、なかなかストレートに答えにくいかなと思うのですが、もう少し具体的に、何を、どんなことを聞きたいのか教えてください。

#### ◎委員長

今年度は児童相談所、銀行、大学に説明に行かせていただいたというお話をさせていただきましたが、どこに行ったらいいかということの前提として、どういう職業の人にこういう資質を持ち合わせている人が多いとか、そういった御意見をいただければと思います。

#### ○B（1）委員

その前提として、現在の調停委員の方々について、裁判所がどの程度満足しているのかわかるのかを聞きたいです。

◎委員長

裁判所として、どういう資質を持った方を調停委員として望んでいるかということとは先ほど説明させていただいたとおりで、それを具体的にどう思っているかとなると、かなり難しいところがあります。

○B（1）委員

相応しくない人が調停委員になっているのではないかという思いがあるから、この質問が出てくるのではないのでしょうか。

◎委員長

そういうわけでは決してありません。どういうところにリクルートしたらいいのか、どういうところにどういう方がおられるのかということが裁判所にとっては分かりにくいので、例えば、こういうところに行けばこういう人がいるよということ、この機会にいただければという趣旨です。

○B（1）委員

離婚調停とかをされる方々はそれぞれ仕事をされていたり、いろんな階層の方々がいたりすると思います。それを同じ目線で、教員的な目線、弁護士的な目線でいったりしてもうまくかみ合わないと思います。家庭裁判所に行ってもあまり意味がないということになると一番困るわけです。いろいろな階層の人々に調停委員になっていただくのが大切なのではないかと思います。

☆ゲストスピーカー

調停委員を実際にさせていただいて、おっしゃっている御意見、本当にごもつともでして、いろんな方がいらっしゃるの、調停委員との相性が出てきてしまうの

も現実です。細かくきっちり数字を一つ一つ合わせてくれる調停委員の方がいい事案もあれば、当事者の方にとっては、井ぶり勘定でももらった方が話は早く進むという方もいらっしゃいますので、井ぶり勘定でもとりあえず納得のいく解決を求めている当事者か、1円まできっちり計算して納得したいと思っっている当事者かを、感じないといけないところです。また、言葉もそうで、岡山弁で話をした方が気持ちを聞き出せて解決に進みやすい方もいれば、こちらも礼節を持って、きっちりお話ししたほうが、話が進みやすい方もいらっしゃいますので、両方に対応できる人が幅広いということでしょうが、そういうことができる人もいればできない人もいますので、こういう職業の専門性を持った方がこういう事件には解決に導きやすいのではないだろうかということ、裁判所の方も調停委員を調整されているのかなと考えています。いろんなカラーの調停委員がいて、全てを持っている調停委員はなかなか難しいと思います。

#### ○B（1）委員

このケースの場合はこの調停委員がいいでしょうと、その振り分けは誰がされているのですか。

#### △オブザーバー

例えば、遺産分割であれば弁護士の調停委員の方をお願いするなどしています。

#### ○B（1）委員

例えば、離婚だったらどの調停委員でもいいのですか。

#### △オブザーバー

基本的には、男性と女性の調停委員で調停委員会を構成しています。また、子供の関係のことが分かるような方がいいとか、近い職業の方同士は組まないとか、い

ろいろな要望，主張に対応できるように組み合わせを考えています。

○B（1）委員

どこが（誰が）その振り分けをしているのでしょうか。

△オブザーバー

一次的には，調停係で検討させていただいています。

○B（1）委員

指揮命令系統がきちんとしているかどうかの問題になってくると思います。

△オブザーバー

調停委員の指定は，裁判官が行います。

○C（4）委員

最初に事件の申立てがあったときに，裁判官も事前に検討いたします。そのときに，この事件は，この調停委員が特にいいということがあれば，裁判官から指示することになっています。ほとんどの事件は，そういう具体的な個人名の指定までは行わず，調停係で調停委員の都合等を踏まえて選定をして，最終的に裁判官が調停委員の指定をいたします。

○B（1）委員

一番優先しているのは日程ですね。

△オブザーバー

日程も考慮しています。調停委員によっては，何曜日は受けられないという場合

がありますので、その点は考慮しています。

○B（1）委員

それぞれの調停委員の職業、前職業、経歴等は分かっていますよね。

△オブザーバー

職業等については、調停係でも把握しています。

○B（1）委員

今、何か困っているのですか。何か困っていることがあるのでこのテーマが出ているのだろうと思うので、教えてください。

◎委員長

困っているというよりも、毎年、年齢的なこと等で調停委員を辞められる方がいるわけです。したがって、新しい調停委員の方を毎年選んでいかないといけない。調停委員を、どこからどういう基準で選ぶかということは、どこの裁判所でも非常に悩んでいるところで、その点のお知恵を拝借したいという趣旨です。現状の選び方で困っているということが特にあるわけではありません。ただ、前調停委員の紹介に頼るということになると、どうしても職種が限定されてきて、ポスト指定のような形になってしまう、そういうのはよくないだろうということ等があります。今の調停委員に資質的の問題があるから新しい方法を模索しているということではありません。

○B（1）委員

資質的にとりよりも、もう少し幅を広げたほうがいいのではないかと、こう思われているということですね。

◎委員長

そういう趣旨です。

○B（1）委員

では、どのように広げたいと思っておられるのか、それを教えてほしいです。

◎委員長

その点について御意見を伺いたいと思います。裁判所は分かっておられると言われますが、それほど分かっているわけではありませんので、そういう前提で、皆様から御意見をいただければと思っています。

例えば、航空業界関係の方で、調停委員になっていただいたことがあるのですが、その方は航空業界で人事を担当されていて、社員の離婚の相談とか人生相談にも応じておられていたということがあって、調停委員をやっていたこともありました。裁判所が知らないようなところに、こういった方がいるということをお教えいただければと考えています。

○E（1）委員

民間企業の中では、従業員の離婚の問題、お子さんとの関係だとか、いろいろなケースが発生していて、その部分での蓄積というのは、各人事担当は持っていると思います。そういう意味では、お役に立てる人材はどの企業にもいらっしゃると思いますが、一番ネックになってくるのは、調停委員として毎月何回か出ないといけなとか、責任を持ってやっていくとなれば、企業のほうでもバックアップをしていかないと、そういう人材を定期的に出していくのはなかなか難しいだろうと思います。今、定年が大体65歳で、65歳までの多くの方はフルタイムで勤務されていて、その後年金の支給があったりすると、週三、四日の働き方を求められるケー

スもあります。そういったセカンドキャリアの中で、うまく時間を使いながら、プラスアルファの収入を得ながら生活していくという方の中から、ヒットする人が出てくる可能性はあるのかなと思います。

#### ◎委員長

地方か都会かということもありますが、私が地方にいたときは、例えば、僧侶の方、学校の先生、校長先生、教頭先生に調停委員になっていただき、セカンドキャリアのところで活躍していただきたいとお願いしたことがありますし、郵便局長さんになっていただいた例もありました。こういう職業の人がいいのではないかという点も踏まえて、お話を伺いたいと思うのですが、どのようなところにどのような人がいて、どのようなところにどのような働き掛けを行っていくのが効果的かということを含めて、御意見をいただきたいと思います。その際に、「家事調停委員募集のお知らせ」というチラシの内容についてもこれでいいのか、もう少し工夫したほうがいいのかという点も、御意見をいただければと思います。

#### ☆ゲストスピーカー

男性と女性のペアで調停をさせていただきますので、私の場合、相調停委員は必ず男性になります。男性はセカンドキャリアの方が多いので、御年配の方が多くなります。勉強になることが多く、例えば、全部を飲み込んで、いい意見を言う方とか、コンパクトにまとめる方とか、セカンドキャリアの方は、私たちにはない経験をたくさん持っていらっしゃると思っています。財産についての調停の場合では、例えば、銀行の方は数字を見るのがすごく早く、こういう観点があったのかということで、事件の処理が早くなることがありますし、それぞれの特性というのは大変ありがたいと思っています。それと、仮に会社員として現役で働いていらっしゃる方が調停委員としていらっしゃれば、当事者の方は話しやすくなるのかなという気もしています。年の幅というよりも、いろんな幅があれば相調停委員としてもやり

やすいですし、男性の調停委員も女性の調停委員の年齢の幅が広くなれば、やりやすいと感じているのではないかと思います。

#### ○A（2）委員

多様な人材という観点から、年齢割合に明らかに偏りがあると思います。40代の人が圧倒的に少ない、50代も少ない、60代以上の人が多い。先ほどの説明で、例外的に70歳以上の人2人おられるということがあったと思うのですが、例外的な取扱いというのは結構あるのでしょうか。

#### □事務担当者

調停委員として70歳以上の方が任命されることがあるのかという点については、紛争の解決に特に有用な専門的な知識、経験をお持ちということで、特に候補者とすることが必要である、その方を任命しないと今後の調停の運営に支障があると選考委員会を含めて裁判所が認めるときは、例外的に70歳以上の方でも任命されることがあります。

#### ○A（2）委員

月に何日を勤務していただくことになるのか分からないのに、40代の現役の人に調停委員になっていただくのは、現実問題としては難しい。裁判員裁判でもなかなか難しいのに、調停委員になっていただくというのはやっぱり難しいと思います。年齢だけを見てバランスをとるとしたら、若い人というのは専門職に頼らざるを得ない。専門職であれば自営業の方が多いので、ある程度対応できる。一般の方になっていただくとしたら、セカンドキャリア、引退された方になっていただくしかないと思います。そうすると、今後、定年がちょっとずつ後ろになっていくのに、70歳までという縛りは結構厳しいと思います。今は70歳を超えていても元気な方はたくさんおられますので、その辺も検討されるといいかなと思います。

◎委員長

一般的には女性の方が年齢は若いでしょうか。

☆ゲストスピーカー

今、岡山本庁では40代くらいの女性の調停委員は数人います。それと、40代、50代くらいの男性の調停委員に専門職の方がいらっしゃいますが、セカンドキャリアの男性のほうが多いかなという印象です。

◎委員長

学校の先生に、例えば、週に何回ではなくて、月に1件ぐらい調停を持っていただいて、調停委員として少しずつ経験を積んでいただき、退職後にフルスピードで働いていただくということをしていないわけではありませんが、そういうことを一般の企業の方にお問い合わせできるかということ、それも難しいのかなと思います。

☆ゲストスピーカー

1か月後の調停の期日が見えているというのがすごく大きくて、1件しか調停を担当しないとおっしゃっている専門職の男性の方がいれば、仕事が回らないから一、二件しか調停を担当しない方もいらっしゃいます。1か月後の予定が見えていて、半日だと思えば、事件の件数を絞れば予定が全く立たないという感じでもないと思います。

◎委員長

1か月に1回ぐらい裁判所に来ていただいて調停委員として活躍していただくということであれば、一般の企業に勤めている方で40代、50代の方にもお問い合わせできるのででしょうか。

#### ○E（1）委員

かなり自立的に働ける部署の者になるのかなと思います。ほかのメンバーと共同して働く者になればなるほど、なかなか自分の都合だけでは難しいので、自分の中で計画を立てていける部署であれば調整ができるのかなと思いますが、たくさんの人数がいるわけではないので、かなり絞られるのかなと思います。ただ、良いか悪いかは別として、平日が休みの場合、休日の日を調停に充てると、なかなか会社として勧めにくいのですが、社会貢献、自己研さんの中でやりたいという人がいれば会社として止めるわけにはいかない。最近はいろいろな副業が出てきていますので、一つの手になるのかなとは思いますが。

#### ○D（1）委員

今は、働き方改革等により、休暇を取れという時代ですから、今後は時間に余裕ができるのではないかと思いますので、出席は可能だと思います。

#### ○A（2）委員

例えば、月1件とか月2件とかを担当できる調停委員を探していくことになると、裁判所が困らないのかどうか気になります。要するに人数が増えますので、管理等について担当者の方は苦勞されるのかなという気がしますので、その辺りまで裁判所が踏み込めるかどうかというのを検討されるといいかもしれません。やはり、普通に考えると月に10件ぐらいやってくれる方が何名かおられたほうがやりやすいのかなという気がします。

#### ○E（1）委員

社会貢献という位置付けですが、こういう人たちが必要だから、ボランティアとか社会貢献という意識なのか、それともプロフェッショナルで調停のプロになって、

調停成立を図るのが自分の仕事という意識なのか、このチラシだけを見ていると、社会貢献やボランティアとか好意など、そういったことに関心のある人にどうぞ応募してくださいというような内容なのか、調停というのは経験もとても大切だと思いますから、回数をこなしていろんなことを覚えられて、調停の専門になるというように捉えていくべきものなのか、裁判所側の意識はどうか。例えば、大学になると、どちらかという社会貢献の捉え方になるかと、それぞれ専門の仕事を持っていますので、例えば、月に一回であれば社会に貢献できるのならやってもいいかなと、お願いされたら余力があればというぐらいの感じになってしまうと思うんですね。また、65歳で定年だと、70歳までの二期で満了となり、短くてその間で十分できるのかなと。60歳から70歳ぐらいまでの10年間ぐらいだと十分できるのですが、二期だと少し短くて、なかなかそこに踏み込むのは難しいかなと思います。先ほどの質問に戻りますが、調停委員をされている方はどういう意識でされているのでしょうか。また、裁判所はどのような意識を持った方を求めているのか教えてください。

#### ☆ゲストスピーカー

私は、社会貢献、ボランティア的なつもりはあまりなくて、子供にも「仕事に行きます。」と言っていますので、仕事としてさせていただいている意識です。そして、先ほどの説明にもありましたように勉強会とかも結構ありますし、自分自身、勉強したくもなりますので、その意味でプロフェッショナルに近付いていけないといけないというか、本当の意味で調停のプロが何なのかと言われると難しいのですが、事案に一つ一つ誠実に対応するにはどうしたらいいのかとなると、法律的な知識をある程度分かっていないといけないとか、前回の調停で、もうちょっとうまくできたかな、と思う反省点を次にバージョンアップするとか、そういう工夫は日々していかないと、やっている方も心が折れることもありますので、場合によっては、もっとうまくまとめることができたんじゃないのかという後悔等と戦いなが

ら日々、案件についてベストが出せるようにと思っています。ボランティア，社会貢献という意識より，プロを目指そうという意識でやっていますし，そういう方が多いのではないかなという気はいたします。

それと，やはり裁判所に来られる方，当事者の方が一生の中での一大事を抱えて来ていらっしゃるのので，何となく社会貢献やボランティアという意識では対応できないというのが本当のところではあります。

#### ◎委員長

チラシを見て社会貢献というようなイメージを持たれたと御意見がありましたが，裁判所から，職務内容に相応しい報酬が出せないということもあって，社会貢献的なニュアンスを出さざるを得ないところはあるのですが，調停委員の皆様は，専門家として誇りを持ってやっていただいているというのが裁判官として受けている印象でございます。

#### ○C（4）委員

私も同じ意見ですが，最初から専門家の方のみを集めているというわけではなく，豊富な経験を踏まえて一般常識にかなった調停というのも極めて重要ですので，間口広く応募していただいて，その上で必要な法律知識については研修を行っております。先ほど，裁判所主催の研修以外に自主勉強会を行っているという説明がありましたが，これは年10回ほど行っております。その中で調停に必要な法律知識について，裁判所からも御説明をさせていただいております。常に研さんをしていただく意識，意欲は必要であろうと思っております。

#### ○A（2）委員

チラシに，手当のことは何も書かれていない，書かれていないということはボランティアかなという捉え方をする人がいるだろうと思いますので，書いた方がいい

のかどうか、悩ましいところだとは思いますが、書かれていないということは、ボランティア的なものに見えてしまうのかなと思います。どちらがいいのか分かりませんが、その辺りを検討していただいたらと思います。

#### ◎委員長

ほかに効果的と思われる広報活動ということも含めて、お話をお伺いできればと思います。

#### ○B（1）委員

先ほど、70歳ではちょっと早いのではないかと、検討された方がいいのではないかとこのお話がありましたけど、働き盛りの人がどんどん減っていく中で、やっぱり年齢を75歳まで上げる必要があるなと感じました。精神科の病院に来られて非常に混乱していたり鬱になっていたりする方は、例えば、旦那さんからいい意味でちゃんと愛されている人が鬱になることはまずない、元々浮き沈みがある人以外はないのです。しかし、それを認識していない、直面していないときに鬱になるのです。そこで、鬱の原因が分かったときに、じゃあ家庭裁判所に行ってみたらと、こうなるのです。専門の方も必要でしょうが、例えば、調停事件の当事者が飲み屋で働いている人だったら、飲み屋のママさんなどを調停委員として入れたらいいと思います。裁判所にはそういう発想はないと思いますが、本当に国民、市民全体をすくい上げた形での裁判所になりきれていないのではないかと思うところです。

#### ○F（1）委員

先ほど、航空業界の方とかに声を掛けられたということでしたが、最近外国籍の方が増えていると思いますので、異文化の理解をした上でないと、調停って難しいのかなと思います。航空業界に限らず異文化への理解があるようなところ、具体的にどこかは分かりませんが、そういったところに声掛けすると、外国籍の方とも心

地よくお話ができるのかなと思います。

それから、以前、私の職場のOBの方がこのチラシのコピーを持ってこられて、あなたもうすぐ退職でしょ、こういうものもあるんだよ、社会貢献です、と渡されました。先ほど、このチラシには金額が書かれてありませんとおっしゃっていましたが、どれくらいの時間、調停に携わればお役に立てるのかというのが全然見えなかったもので、話を聞いただけで終わったのですが、先ほど、調停事件に要する時間は2時間、本当はもっとたくさんの時間が必要で、理解して話を聞いてまとめようと思うと多くの時間が必要になるといった辺りをこのチラシに入れることで、応募は少なくなるかもしれませんが、その辺りが分からないと自分がこれに応募してできるのかどうかということが判断できないなと思いました。

#### ○G（1）委員

このチラシを見て、まず調停というものが、一般の人にとってあまり縁のないものではないかなと。それで、このチラシを見て、調停、私は何をするのというのが一般の人の率直な感想になるのではないのかなと思いました。よほどの揉めごとがなければ調停にたどり着かないので、調停委員のことをもう少し分かりやすく説明することと、ある程度決まった団体等を通じてとか、OBさんを通じてという説明がありましたが、氷河期世代の人に、まず何かを取っかかりにするときにはチャレンジしてみませんか、と声掛けするのであれば、ネットでの広報を積極的にやるですとか、内容をしっかり伝えた上で、理解してもらってチャレンジしてもらおう人を募るといったのは可能性があるのではないかと思いました。

それから、職業として選べる要素があるのか、今までの説明を聞く限りでは、なかなか若い世代が入っていくのはちょっと難しいのかなと思います。一般企業の場合だと、休みに調停だと休みがなくなることになりしますので、かなり難しいのではないかと思います。その人の負担が増えてしまうことになる。何か考える要素として、今、積極的に定職についていない方も取り込んでいって、その中からセレクト

ョンができるのであれば、そういうことも考えてよいのではないかなと思いました。

## ○H（2）委員

先ほど、外国籍の方が増えているという話がありましたが、最近、若い年代からの離婚の相談、実際に調停を利用するケースも増えておりまして、時々、依頼者本人から聞くのは、調停委員の2人が、年代層があまりにも離れているときに、共感をしていただけるのかという不安を聞きます。先ほど、若い年代層が仕事とするのは難しいというお話があり、課題はあると思いますが、例えば、どちらか一方でも少し世代が近ければ、共感の中で率直な意見を言えるような仕組みができるならば、今、若い方の相談、20代、30代で離婚を考えているんですというお話が非常に増えていきますので、そういった世代のところにも近づいていただければと思います。具体的に思い付かないのですが、近づけるような広報活動が可能ならば、是非お願いしたいというのが私の感じたところです。

## ○I（3）委員

ニーズの把握、どんなニーズがあるのかというところで、先ほどの説明の中で、裁判所の方からどんなニーズがあるのかというのを伺ったと思いますが、利用者の方々からのフィードバックのようなものはあるのでしょうか。例えば、特に不成立になってしまった事案の方から聞くのは難しいとは思いますが、成立した事例の利用者の方々から、こういうことが良かったとか、こういうことだったから話しやすかったとか、そういうことがあれば、そこにニーズがあるのではないかと思います。ニーズがあるようなところに広報活動をかけていくということが必要になるのではないかと思います。また、チラシの話に戻ってしまいますが、先ほどから、チラシ以上のことをお話しいただいています。実際に家事調停がどんなことをやっているのかとか、あまり分かってない状態でチラシを読んだときには、先ほどから、他の委員から御指摘がありましたように、調停委員はボランティア的な、そういった

要素があるのかなと思っていて、日当や手当の話も全く書かれてないので、ボランティアでやられているのかなと思っていました。月に何回ぐらい来ていているとか、1日当たりの手当等の実情を、チラシに書いてしまってもいいのではないかと思います。実情が書かれていないと、そもそも応募するかしないかの意思決定に影響すると思いますし、ボランティアなのか、時間的に余裕があるし、自分の今までの知識、経験を生かしたいけれど、ボランティアならやめておこうかという方もおられるかもしれませんし、このチラシを見て、毎日拘束されるのならやめようと思われる方もいらっしゃると思いますので、嘘を書き込むのはいけないと思いますが、実情であれば、書き込んでいけないことは何もないと思いますので、実情を書き込んだ上で、応募するかどうかの判断を、チラシを見た方に委ねるということではないかと思いました。

#### ○A（2）委員

チラシと電話等で詳しく説明するものの中のものを作ればいいのかと思いました。例えば、詳しい説明を書いたホームページを作るとか、もう少し詳しいパンフレットを作るとか、チラシに全部を落とし込むのは難しいと思いますし、このチラシだけを見て、電話を掛けてくるとは思えませんので、間のようなものを作るのを検討されたらいいのかなと思いました。

#### ○D（1）委員

今日のテーマは、調停委員に相応しい人材を集めるということですが、相応しい人というのが、誰のために相応しいのかということをもう一度考えていただきたいと思います。相応しいとは、調停に来られた当事者から考えて本当に相応しい人、こういう話をさせていただいて良かったかと帰られるのか、面接した人が自己満足で選んで相応しい人間だということか、そこをもう一度考えていただいて、当事者の方からフィードバックしていただいて、どういうことが良かったのか、親身に本当に

考えていただいたなど、アンケートをとるじゃないけれども、みんなに知らせることもいいんじゃないかと思いました。

#### ○B（1）委員

調停委員の方々が家事調停でやっておられることは、精神科医が日々やっていることとほとんど重なります。日々やっていることに専門的な、法律的な知識、そういうものがプラスされたら同じです。相手の人の心を深く読む、そして、その方が自由に判断できるようになっていただく、ここにポイントがあるわけですから、あまり堅苦しく考えなくてもいいのではないかと思います。先程から意見が出ていますが、ITを十分活用していただいて、チラシをどこかに持って行って配ったらいということではなくて、もっと重層的に考えていただいた方がうまくできるのではないかなと思います。

#### ◎委員長

貴重な御意見をいただきありがとうございました。時間になりましたので、調停委員に相応しい人材を集めるためについての意見交換を終了させていただきます。